

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年9月15日)

- 1 県政モニタリング事業の実施について
【県民参画協働課】・・・ 2ページ
- 2 令和3年度第2回鳥取県協働連携会議の開催結果について
【県民参画協働課】・・・ 3ページ
- 3 「新・関西観光・文化振興計画（仮称）」の中間案について
【文化政策課】・・・ 5ページ
- 4 東京パラリンピックでの本県選手の競技結果及び鳥取県スポーツ顕彰等の授与について
【スポーツ課】・・・ 6ページ
- 5 第76回国民体育大会「三重とわか国体」等及び第33回全国健康福祉祭ぎふ大会
（ねんりんピック岐阜2020）の中止について
【スポーツ課】・・・ 7ページ
- 6 「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」アーチェリー競技の定員数変更について
【関西ワールドマスターズゲームズ推進課】・・・ 8ページ
- 7 文化財の県指定について
【文化財課】・・・ 9ページ
- 8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【文化政策課】・・・ 16ページ

地域づくり推進部

県政モニタリング事業の実施について

令和3年9月15日
県民参画協働課

特定の県政テーマについて、公募による県政モニターから「県民目線・県民感覚」の意見や改善評価をいただき、施策に反映させる「県政モニタリング事業」の第1回モニター会議をオンライン形式で実施しましたので、その概要を報告します。

1 事業概要

(1) 対象テーマ及び体制

名称	目的	体制
【テーマ1】 星空への関心を高める取組について	星取県として各種の取組を進めてきたが、星空に関心を寄せる人はまだ一部にとどまっており、アフターコロナに向けて、広く県民が星空に関心を持ってもらえるような提案をいただくこと。	県政モニター：5名 コーディネーター： 国立大学法人鳥取大学 細井由彦 理事 担当課：環境立県推進課
【テーマ2】 「課題解決型」図書館の取組に対する評価及び今後取り組むべき社会的課題	県民の暮らしと生活に役立つ「課題解決型図書館」を目指して取り組んできた方向性への評価と、今後取り組むべき社会的課題についての提案をいただくこと。	県政モニター：5名 コーディネーター： 国立大学法人鳥取大学 多田憲一郎 地域学部教授 担当課：図書館

(2) 実施スケジュール

- [9月] 事業説明会（県の取組を知り、テーマ毎に課題を探る）、レポート提出（課題に対する改善提案）
- [10～11月] モニター会議（2回程度開催、課題を深掘りし、改善提案の方向性を検討）
- [11月] 意見・改善提案のまとめ、提言報告

2 事業説明会・意見交換会の概要

(1) 日程 令和3年9月5日（日）

(2) 場所 鳥取県立図書館2階研修室ほか（※原則としてモニターは自宅等からオンラインにより参加）

(3) 県政モニターの課題認識・意見等

[テーマ1：星空への関心を高める取組について]

- ・多様な取り組みをしているが、ポイントが明確になっていない。星空を通して県の知名度を上げることが目的なのか、コラボ商品を売っていくことが目的なのか。
- ・星空を見るために鳥取に来る観光客と、本格的な星空観測を目的とする人では、それぞれアプローチ方法が変わるはず。星空スポットの態様ごとにターゲットを分けるのも手では。
- ・天候が悪く星空が見えなくても楽しめる観光メニューを充実させるなど、セットで楽しむ発想に切り替えては。

[テーマ2：「課題解決型」図書館の取組に対する評価及び今後取り組むべき社会的課題]

- ・県立図書館が数々の素晴らしい取組をしていることがわかったが、あまり県民に知られていない。いかに周知していくかが課題ではないか。
- ・市町村図書館や学校図書館等とのネットワークにより県内全域に本が即座に届く状況は理解したが、中部や西部に住んでいると、地元の図書館しか使えないのでどうしても格差を感じてしまう。
- ・少子高齢化が進むなか、今後図書館には、人々が本を通して集まれる交流の場、地域課題解決のための議論ができる場、あらゆる知の相談拠点としての機能も期待したい。

3 今後の取組

県政モニターには、今回の事業説明と意見交換を踏まえ、各自で課題整理と関連する事業の改善提案等についてまとめていただき、10月のモニター会議において意見交換を行う。

[県政モニターによる意見交換の様子]



令和3年度第2回鳥取県協働連携会議の開催結果について

令和3年9月15日
県民参画協働課

地域活性化に繋がる規制改革の取組及び民間事業者等が鳥取県と協働して行う地域活性化や県の課題解決につながる取組を推進するため、有識者等から意見聴取を行う「鳥取県協働連携会議」の第2回会議を開催しましたので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 期日：令和3年9月6日（水）※オンライン開催
- (2) 委員：計11名（出席7名、欠席4名）

2 開催結果

- (1) 行政手続等の見直し提案（2件）に対する対応方針案について報告を行った。

【県のホームページのデザインの見直し】

- ・ウェブページのデザインは、ウェブアクセシビリティ（誰もがウェブページで提供される情報や機能を支障なく利用できること）確保の範囲内で、より見やすいデザインとなるよう努めている。

（委員からの主な意見）

- ・県のホームページは色々な人が見やすいようレイアウトを考えないといけないので、難しい部分もあるが、他県のものも参考にしながら、よりよいものにして欲しい。

【申請フォームの統一／オンライン化】

- ・申請フォームにおける氏名や住所などの定型的な共通部分の統一化に向けた取組を開始している。
- ・対面確認が必要なものを除き、令和4年度末を目途に行政手続のオンライン化に取り組んでいる。

（委員からの意見） 特段なし

- (2) 民間提案サポートデスクで4月1日から8月31日までに対応した提案・相談案件（21件）のうち、提案者と担当課で検討し、結論が出た案件（実施中5件、実施不可1件）について検証を行った。

○実施中の案件（5件）

SNSを使った夜間・休日のヤングケアラーの相談窓口の開設

（委員からの主な意見）

- ・ヤングケアラーの中には、スマートフォンやSNSを使えない子どももいるので、工夫が必要。
- ・ヤングケアラーの取組を本当に困っている人に届けられているのか。

包括連携協定企業の第一生命保険(株)と連携した取組（3件）

◇第一生命営業職員が顧客に花をプレゼントする『とっどりの花』応援プロジェクトと連携したとっどり花回廊のPR

◇第一生命と鳥取県が連携したがん対策講演会における県のがん対策、受診率向上の呼びかけ

◇地方版サラリーマン川柳コンクール「お国自慢サラリーマン川柳」とタイアップした鳥取県のPR

（委員からの主な意見）

- ・第一生命との連携により、とっどり花回廊の集客が何人増えたのか、効果がわかるともっと良い。
- ・包括連携協定企業の提案による施策実現は素晴らしく、もっと県民に広くPRできたら良い。

日本郵便(株)作成の鳥取の梨のポスター・のぼり等を活用した梨のPR

（委員からの主な意見）

- ・とっどりの梨のPRは、郵便局にのぼり旗を置くだけでなく、もっと積極的な動きが欲しい。

○実施不可の案件（1件）

自治体が発行した電子ポイントを住民がお店で利用できる電子地域通貨サービス及び会員登録した利用者から予約を受け、目的地まで乗り合い送迎するシステムの提供

（実施不可の理由）

- ・電子地域通貨は費用対効果の面で断念し、電子クーポンではなく、紙媒体のクーポン発行を検討する。
- ・既に交通空白地等では移動手段の提供や実証が行われている。複数の予約システムがあり選択肢の1つになりうるもので、地域のニーズにマッチすれば、将来的には連携の可能性はある。

（委員からの主な意見）

- ・黒字で運営できていることは少ない。地域全体で慎重に検討しないと、赤字で終わって継続できない。

(3) 鳥取県協働連携ガイドライン（骨子案）について説明を行った。

（ガイドラインの概要）

民と官が協働連携を進める上で必要となる基本的な考え方やルールを共有するため、ガイドラインを策定する。ガイドラインには、協働連携の取組を積極的に推進し、双方に利益のある関係を目指すことを明示し、協働の手法、事業提案の流れと留意点、取組の検証などを規定する。

（委員からの主な意見）

- ・提案が複数の課にまたがる場合でも、ワンストップ的に担当課ときちんとつなげることが必要。
⇒相談内容に応じ、複数の課がチームで対応することとしており、その旨をガイドラインに記載する。
- ・PFI や PPP など、一般には馴染みのない用語は注釈を入れて欲しい。
⇒表記を含め、わかりやすい記載方法を検討する。

3 今後の予定

協働連携ガイドライン（骨子案）について委員からの異論がなかったため、12月までに素案をとりまとめ、第3回会議での意見聴取、パブリックコメントなどの手続を経て、令和3年度中の策定を進める。

「新・関西観光・文化振興計画（仮称）」の中間案について

令和3年9月15日

観光戦略課・文化政策課

関西広域連合では、「関西観光・文化振興計画」（平成24年3月策定）について、令和4年3月をもって計画期間（10箇年）が満了するため、有識者等で構成する策定委員を設置し、新たな計画の策定に取り組んでいるところですが、このたび、中間案が取りまとめられましたのでご報告します。

なお、この中間案は、今後開催の連合委員会、及び産業環境常任委員会において報告される予定です。

1. 計画策定の趣旨・計画期間

関西の観光・文化は、2022年の文化庁の本格移転、2025年の「大阪・関西万博」の好機をとらえつつ、ウィズコロナ・アフターコロナ、持続可能な開発目標（SDGs）、DXなどの時代の変化に対応する必要がある。関西広域連合では、関西の強みである関西文化が持つ独自の個性と魅力を活かして、目指すべきインバウンド観光及び文化振興の将来像とその戦略を策定し、関西が一丸となって新たなステージへと成長する道筋を明らかにする。なお、計画期間は、令和4（2022）年4月から令和9（2027）年3月までの5年間とする。

2. 関西の観光・文化をとりまく現状と課題

（1）観光・文化を取り巻く現状

- ①インバウンド市場の拡大（2019年まで）
- ②文化資源の集積と多様化
- ③文化庁の本格移転を契機とした新たな文化行政の推進
- ④「大阪・関西万博」等をはじめとする国際イベントの開催
- ⑤観光・文化を取り巻く新たな潮流（持続可能性、DX化等）
- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響

— 関西広域連合による前計画期間（2012年4月から2022年3月）の主な取組 —

- (1) 広域観光の展開による関西への誘客
- (2) 官民が一体となった広域連携DMOの取組の推進
- (3) 戦略的なプロモーションの展開
- (4) 外国人観光客等の受入を拡大するための観光基盤の整備
- (5) 関西文化の振興と国内外への魅力発信及び連携交流による関西文化の向上
- (6) 関西文化の次世代継承
- (7) 情報発信・連携交流支援・人づくりを支えるプラットフォームの活用
- (8) 文化庁の本格移転を見据えた新たな関西文化の振興
- (9) その他の取組

（2）課題

- ①関西を輝かせる地域文化等による持続性の高い観光の推進
- ②安心・安全に旅行できる受入環境整備と観光コンテンツの多様化
- ③関西の観光・文化の魅力の更なる向上と発信のためのDXの促進
- ④文化庁の本格移転を契機とした文化に親しむ機会の創出と文化観光の推進
- ⑤文化の次世代への継承と発展を実現

3. 観光・文化を通じた関西の将来像と実現のための戦略

将来像：新時代の文化・観光首都の創造（仮）

戦略1：多様な関西の資源による持続性の高い観光地づくりと情報発信
～文化庁の本格移転を契機とした文化観光の推進～

文化を活用した関西ブランド力の向上と情報発信、文化財・生活文化等の観光資源化、「歴史・伝統・文化」による広域周遊観光ルートの開発・強化、観光に従事する人材の育成、安心・安全の確保

戦略2：関西の魅力を身近にするDX（ICT活用によるコンテンツ造成・旅行環境整備等）の促進
効果的なマーケティングの実施、新技術の活用、交通アクセス等の利便性向上

戦略3：多様な観光客に対応するコンテンツの多様化の推進
生活習慣や文化の違い等に配慮した受入環境整備、多様なニーズへの対応強化

戦略4：関西文化に親しむ機会の創出
関西文化の振興と連携促進、連携交流による関西文化の一層の向上

戦略5：関西文化の次世代への継承と発展
関西文化の次世代継承と人材育成、関西の文化活動への支援

戦略6：「新時代の文化・観光首都」に向けた推進体制の確立・強化
関西文化を支えるプラットフォームの活用、関西広域の国際観光推進、関西広域連合の他分野及び構成府県市との連携

＜インバウンド復活戦略＞国内の観光需要喚起、感染対策の情報発信の強化、インバウンドの反転攻勢

＜大阪・関西万博のレガシーの継続・発展＞万博を契機とした情報発信や観光客の受入ノウハウ等の取組を継続・発展

4. 計画の目標

観光・文化と他分野との連携など多方面から指標を検討する必要があるが、新型コロナウイルス感染症の影響や回復見込が不透明なため、今後の計画推進の段階において、指標及び目標値を設定する。

東京パラリンピックでの本県選手の競技結果及び鳥取県スポーツ顕彰等の授与について

令和3年9月15日
スポーツ課

8月24日から9月5日にかけて開催された東京パラリンピックに、本県から安野祐平選手が100m (T33クラス)に出場し、5位となりました。

また、東京オリンピックで2種目入賞した競泳の武良竜也選手と飛込の安田千万樹監督に、それぞれ「鳥取県スポーツ顕彰」と「鳥取県スポーツ功労章」が授与されました。



1 本県選手の競技結果

競技	氏名	出場種目
陸上競技	安野 祐平 <small>やすの ゆうへい</small>	8月30日(月) 100m (T33クラス) 決勝5位(5人中)

2 鳥取県スポーツ顕彰等の授与

(1) 日時 令和3年8月27日(金)

(2) 受章者

氏名	表彰	功績
武良 竜也 <small>むら りゅうや</small>	鳥取県スポーツ顕彰	東京2020オリンピック水泳(競泳) 200m平泳ぎ7位入賞 400mメドレーリレー6位入賞
安田千万樹 <small>やすだち まき</small>	鳥取県スポーツ功労章	東京2020オリンピック水泳(飛込)の監督として5種目で入賞に導く (5位:男子シンクロダイビング3m飛板飛込・女子シンクロダイビング3m飛板飛込、6位:女子シンクロダイビング10m高飛込、7位:男子10m高飛込、8位:男子シンクロダイビング10m高飛込)

※同日、三上紗也可選手(女子3m飛板飛込16位)と瀬川和正選手(セーリング男子フィン級16位)には「鳥取県スポーツ協会特別賞」が授与されました。また、9月10日には富田千愛選手(ボート女子軽量級ダブルスカル10位)にも「鳥取県スポーツ協会特別賞」が授与されました。



第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」等 及び第 33 回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜 2020）の中止について

令和 3 年 9 月 1 5 日
ス ポ ー ツ 課

今年度開催予定の第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第 21 回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」（以下「三重国体等」という。）並びに第 33 回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜 2020）（以下「ねんりんピック岐阜大会」という。）については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ中止されることとなりました。

1 三重国体等

(1) 発表内容（8月26日）

- ・三重国体等は、中止する。

(2) 中止の理由

- ・三重県に 8 月 2 0 日からまん延防止等重点措置が適用されたものの、より強い措置である緊急事態宣言の発令要請を行うほどの深刻な状況である。 ※その後、緊急事態宣言が発令済（9 月 1 2 日まで）
- ・選手等関係者に感染者又は感染疑い者が発生した場合、三重県の医療提供体制に鑑み、受け入れが対応不可となる重大な懸念がある。
- ・補助員の確保に一部支障が生じ始めており、今後その傾向が拡大する恐れがある。
- ・各競技会場の救護所に配置する医師・看護師について、その確保が困難になる恐れがある。
- ・競技団体・県民からも不安を訴える声が出ている。

(3) 本県への影響

- ・三重県が延期を希望する場合、日本スポーツ協会が昨年 1 2 月に制定した延期ルールに従い、三重国体等は 6 年後の令和 9（2027）年開催となる見込み。その場合、令和 9（2027）以降に予定されている大会は、本県開催分（令和 1 5（2033 年）で内々定）を含めて全て 1 年延期となる。

【参考】「三重とこわか国体」、「三重とこわか大会」の概要

	第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」	第 21 回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」
会 期	会期前：9 月 4 日（土）～2 0 日（月） 本大会：9 月 2 5 日（土）～1 0 月 5 日（火）	1 0 月 2 3 日（土）～2 5 日（月）
主催者	（公財）日本スポーツ協会、文部科学省、三重県	（公財）日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、三重県ほか
正式競技	3 7 競技	個人競技：7 競技、団体競技：7 競技

2 ねんりんピック岐阜大会

(1) 発表内容（9月2日）

ねんりんピック岐阜大会は、中止する。

《来年度以降の開催地》

	開催年度	開催地
第 34 回大会	令和 4 年度	神奈川県
第 35 回大会	令和 5 年度	愛媛県
第 36 回大会	令和 6 年度	鳥取県

(2) 中止の理由

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大がみられる中、岐阜県において、令和 3 年 8 月 2 7 日から緊急事態宣言が適用されることなどを総合的に勘案したものの。

(3) 本県への影響

本県の開催年度は変更がないため、準備スケジュールに影響はなし。

【参考】第 33 回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜 2021）の概要

- ・会 期 令和 3 年 10 月 30 日（土）～11 月 2 日（火）
- ・主催者 厚生労働省、岐阜県、（一財）長寿社会開発センター
- ・競技等 スポーツ・文化交流大会（31 競技）、健康づくり教室、健康フェア、美術展、シンポジウム等

※岐阜大会は元々令和 2 年度の開催であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により 1 年延期して開催することとされていた。

「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」アーチェリー競技の定員数変更について

令和3年9月15日
関西ワールドマスターズゲームズ推進課

本県を含む関西一円で来年5月に開催される予定の「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」のアーチェリー競技について、8月27日の競技別実施要項の更新により、定員数が変更されましたので報告します。

1 アーチェリー競技の概要

種目名	競技会場	競技期間	定員数 (変更内容)
アウトドア	ヤマタスポーツパーク 陸上競技場	令和4年5月14日～17日	200名 ⇒ 600名
インドア	ヤマタスポーツパーク 県民体育館	同上	200名 ⇒ 448名

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、定員数の変更後も、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会 (以下「WMG 組織委員会」) 及び全日本アーチェリー連盟のガイドラインに基づいた対応が可能。

2 定員数変更の理由等

- 令和2年2月1日のエントリー開始直後からエントリー数が定員数をオーバーし、ウェイティングリスト (WL) 登録者が延べ400名を超えていた。

《エントリー数・WL 登録者数》

※ () 内は、うち国外からの申込数

種目名	エントリー数	WL 登録者数	合計
アウトドア	170名 (65名)	246名 (128名)	416名 (193名)
インドア	164名 (64名)	156名 (92名)	320名 (156名)

- 世界アーチェリー連盟 (WA)、全日本アーチェリー連盟、WMG 組織委員会から、定員数の拡大を要請され、日程を変えずに内容の見直しにより対応することで、鳥取市実行委員会、鳥取県実行委員会が了承。

【アウトドア】

	変更前	変更後
①定員数	200名	600名
②競技日程		
5/14 (土)	リカーブ (予選)	リカーブ (30+, 40+, 60+, 70+, パラ) (予選+決勝)
5/15 (日)	リカーブ (決勝)	リカーブ (50+) (予選+決勝)
5/16 (月)	コンパウンド (予選)	コンパウンド、ベアボウ (予選)
5/17 (火)	コンパウンド (決勝)	コンパウンド、ベアボウ (決勝)
③競技運営等	・40的 ・予選 … 1標的2名、1立制 ・決勝 … マッチラウンド	・64的 ・予選 (50+以外) … 1標的4名、2立制 ※50+は変更なし ・決勝 … マッチラウンド ※変更なし

※リカーブの競技日程について、予選1日+決勝1日の計2日間から、予選・決勝合わせて1日での実施に変更。

【インドア】

	変更前	変更後
①定員数	200名	448名
②競技日程		
5/14 (土)	コンパウンド (予選)	コンパウンド、ベアボウ (30+, 40+, 50+) (決勝)
5/15 (日)	コンパウンド (決勝)	コンパウンド、ベアボウ (60+, 70+, パラ) (決勝)
5/16 (月)	リカーブ (予選)	リカーブ (50+, 70+, パラ) (決勝)
5/17 (火)	リカーブ (決勝)	リカーブ (30+, 40+, 60+) (決勝)
③競技運営等	・25的 ・1標的2名、1立制 ・決勝 … マッチラウンド	・30的 ・1標的4名、2立制 ・決勝 … 1試合のみ

※予選+決勝 (トーナメント) 方式から、決勝 (1試合のみの一発勝負) 方式に変更。

【共通】

※標的の数を増やし、かつ効率的な競技運営により、時間短縮を図る。

※WAからの要請を受け、リカーブ、コンパウンドに加えて、ベアボウを追加。(使用する弓の種類)

文化財の県指定について

令和 3 年 9 月 1 5 日
文 化 財 課

令和 3 年 9 月 6 日（月）、鳥取県文化財保護審議会（会長：長谷川博史 島根大学教育学部教授）は、下記の文化財を鳥取県保護文化財に指定するよう知事に答申しました。

記

文化財の名称	神像 附 神像 3 軀
文化財の分野	鳥取県保護文化財（彫刻）
所在地	米子市
員数	1 1 軀 附 3 軀
答申の概要	米子市東八幡 <small>ひがしはちまん</small> に所在する八幡神社は、現存する諸資料より、遅くとも鎌倉時代初期には成立していたことが確認でき、旧伯耆国相見郡において古くから重要な立場にあったと考えられる。この社には、平安時代から鎌倉時代初期の神像がまとまって伝来し、美術研究はもちろん、地域の信仰や歴史を考える上でも非常に貴重な存在である。また、現時点で県内に知られる神像のなかで最古に属すのみならず、全国的にみても希少である。

文化財の名称	神像
文化財の分野	鳥取県保護文化財（彫刻）
所在地	三朝町
員数	4 軀
答申の概要	本作は、平安後期から鎌倉時代に遡る例として県内を代表する神像群のひとつである。全国的にみても稀有な姿をあらわす像を含んでおり、美術史上はもちろん信仰史上にも資するところが大きい。また地域の歴史や文化的特性を考える上でも重要な作例である。

文化財の名称	永田家文書
文化財の分野	鳥取県保護文化財（古文書）
所在地	鳥取市
員数	2 0 点
答申の概要	八橋郡向原村（現琴浦町八幡向原）の永田家は同村の有力な一族で、中世から近世の古文書 2 0 6 点が伝えられている。これらの文書のうち天文 2 0 年（1 5 5 1）から慶長 5 年（1 6 0 0）までの 2 0 点は、平成 1 5 年 3 月 2 8 日に琴浦町の文化財に指定されている。 文書は土地や屋敷の所有に関わる売券類で、売買する名目、土地の所在、売主・買主等が記されるなど、中世末期の伯耆国八橋郡向原村周辺の在地勢力の実像や、共同体的な秩序の実相をうかがわせるものであり、中近世移行期における在地社会の実態を示す得がたい史料として、大変貴重である。

文化財の名称	山陰歴史館所蔵 ^{ながた} 長田文書
文化財の分野	鳥取県保護文化財（古文書）
所在地	米子市
員数	2点
答申の概要	<p>八橋郡向原村（現琴浦町八幡向原）内の土地の売買にかかわる文書2点で、文禄4年（1595）と慶長4年（1599）の年紀を持つ。その内容から、もともとは向原村の永田家に伝わった永田家文書の一部であった可能性が高いと考えられ、中近世移行期における在地社会の実態を示す得がたい史料として、大変貴重である。また、その伝来の経緯自体が、本県における文化財の保護・活用の歴史をたどるうえにおいて、重要な意味を持っていると考えられる。</p>

【文化財の詳細】

名称	所在地	員数	指定基準
神像 附神像 3 軀	米子市	1 1 軀 附 3 軀	保護文化財 絵画・彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

< 指定理由 >

米子市東八幡に所在する八幡神社は、社伝によれば養老4年（720）に創建され、源頼朝によって再建されたという。現存する諸資料より、遅くとも鎌倉時代初期には成立していることが確認できる。中世には「相見八幡」「相見庄八幡宮」（相見家文書）などと称し、紀氏に連なるとされた巨勢氏、相見氏によってつかさどられた。

社地は、古くは現在地からみて南方の長者原（伯耆町坂長付近）にあったと伝える。天文19年（1550）に日野川の大洪水によって大きな被害をうけ、天正17年（1589）までに現在地に移転した。同年には吉川氏が神主相見左京亮盛宗を追放し、京都より内藤綱宗を呼び寄せた。以後は現在に至るまで内藤家が勤仕している。

このように本社は、旧伯耆国相見郡において古くから重要な立場にあったと考えられる。

この社に残る神像群は、同一地域の各年代の神像がまとまって伝来する。このうち7軀（女神像4・男神像2・僧形像1、いずれも平安時代の作）は平成28年1月29日に米子市指定文化財となっており、これらを含む11軀と附として3軀を指定の対象とする。

このうち僧形神坐像と2軀の女神坐像からなる3軀は、作風からは10世紀末から11世紀前半頃の時代相に属すと判断される。この八幡三神が一連の神像群中でも重要な位置を占めることは、大きさや造像年代の古さから間違いない。

その他の神像も八幡三神を構成していたと考えられるものを含み、美術研究はもちろん、地域の信仰や歴史を考える上でも非常に貴重な存在である。また現時点で県内に知られる神像のなかで最古に属すのみならず、全国的にみても平安時代半ばに遡る神像の作例は希少である。



〔その1〕 女神坐像

〔その2〕 僧形神坐像

〔その3〕 女神坐像

名称	所在地	員数	指定基準
しんぞう 神像	三朝町	4 軀	保護文化財 絵画・彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

< 指定理由 >

三朝町内には4軀の神像が伝えられている。

4軀の神像は、〔その1〕〔その2〕〔その3〕の3軀と、〔その4〕の2群に分けることができる。像の規模や姿形、現状の配置状況から、〔その1〕がこれらの神像群のなかでも主要な位置を占めることは明らかである。

〔その1〕は、頭上に十一面と天冠台^{てんかんたい}を戴く神仏習合的な信仰を背景にあらわされた神の姿である。〔その2〕〔その3〕は、冠をかぶり袍^{ほう}を着した男神像であるが、目を大きく見開いて瞋怒^{しんぬ}の形像をみせる面貌に大きな特徴がある。とりわけ〔その3〕が上歯列をむき出しにするだけでなく左右に牙をあらわす点は特異である。

3軀ともに、坐りのよい形をした大ぶりの鼻の形状や顔の輪郭、頭がやや大きく猪首^{いぐび}のがっしりした体つき、肩を後方に引くことにより全身が直角三角形の輪郭におさまるような側面観、大づかみで立体的な彫りの様子などがよく共通する。当初より三尊一具^{さんぞんいちぐ}として造像されたとみてよい。しかしこのような三尊の組み合わせは、他に類例がない。像の姿などから、制作時期は13世紀半ばごろを中心とする鎌倉時代と考えられる。

また〔その4〕は彫りが浅く簡略化された表現や、側面観の奥行の浅さ、衣の寛闊化^{かんかつ}が進み、かつ未だ強装束化^{こわしょうぞく}に至らない姿から、制作時期は12世紀頃とみなされる。

本作は、平安後期から鎌倉時代に遡る例として県内を代表する神像群のひとつである。全国的にみても稀有な姿をあらわす像を含んでおり、美術史上はもちろん信仰史上にも資するところが大きい。また地域の歴史や文化的特性を考える上でも重要な作例である。



〔その3〕男神坐像 〔その1〕男神坐像 〔その2〕男神坐像 〔その4〕男神坐像

名称	所在地	員数	指定基準
永田家文書	鳥取市	20点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの

< 指定理由 >

八橋郡向原村（現琴浦町八幡向原）の永田家は同村の有力な一族で、中世から近世の古文書206点が伝えられている。これらの文書のうち天文20年（1551）から慶長5年（1600）までの20点は、平成15年3月28日に琴浦町の文化財に指定されている。

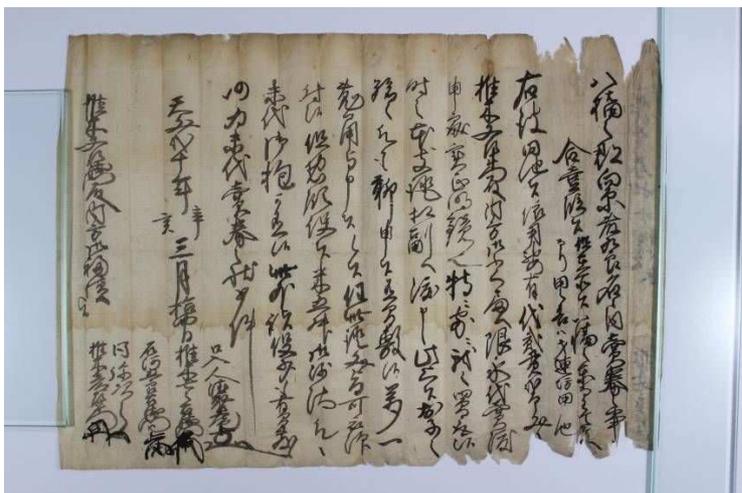
文書は土地や屋敷の所有に関わる売券類で、文書群には、長田彦二郎・長田五郎左衛門の両名以外に、同族と思われる人物が、売主などとして多数確認されるほか、売主・買主・口入人（仲介者）などとして、椎木（難木）・中蔵・河上・藤森・小畑・長田・野間・大熊・種子・前原などの名字を名乗る、実に多くの人名を確認することができる。これらは、向原村周辺の主立った在地勢力であったと考えられる。

また、取引されている田畠・屋敷は、すべて長田氏一族の本拠と思われる八橋郡向原村内に限られている点特徴的であり、この限られた地域において、所有権の移動がこれだけ頻繁に繰り返されていることは、特に注目されることである。また、売買の形態がすべて永代売りである点も注目され、年季売り等を含まない売買が、これだけ頻繁に行われているということも、大変興味深い。

特に重要と思われるのは、ほぼすべての売券状の売主が在地勢力の連名であることである。彼らが使用した紙も全体的に良質であり、料紙の大きさから見ても立派なものが多い。

20点の文書が発給された時代の伯耆国東部は、尼子氏・毛利氏・南条氏などが激しい対立抗争を繰り広げ、やがて統一政権・幕藩体制に至るまで、支配者がめまぐるしく変化した動乱と激動の時代であった。そのような時代状況から考えると、あたかもそのようなことと無関係であるかのごとく、在地の売買関係が自立的に脈々と繰り広げられ、近世に至るまで変わることなく継続している様子がわかることは、中近世移行期の伯耆国中部における在地社会の実態をうかがわせており、大変貴重である。

以上のように、永田家文書は、特に中世末期の伯耆国八橋郡向原村周辺の在地勢力の実像や、共同体的な秩序の実相をうかがわせるものであり、中近世移行期における在地社会の実態を示す得がたい史料として、大変貴重である。



天文20年（1551）3月14日 椎木七郎右衛門等田地売券

名称	所在地	員数	指定基準
山陰歴史館所蔵 長田文書	米子市	2点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの

< 指定理由 >

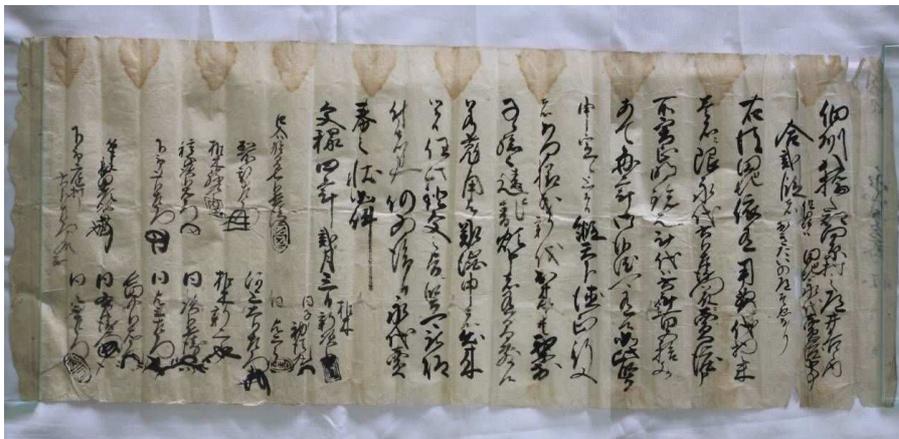
山陰歴史館所蔵長田文書2点は、もとは永田家文書（鳥取県立博物館寄託）に含まれていた可能性がきわめて高い文書である。

八橋郡向原村（現琴浦町八幡向原）内の土地の売買にかかわる文書2点で、文禄4年（1595）と慶長4年（1599）の年紀を持つ。

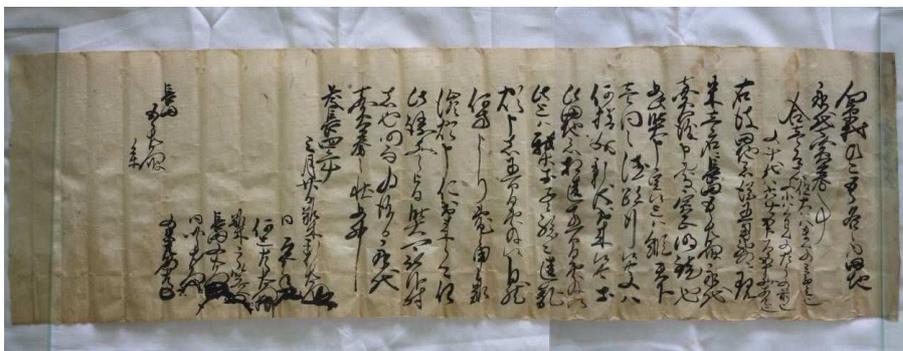
これら2通に現れる人名のほとんどは、永田家文書においても確認されるものであり、いずれも向原村周辺の在地勢力であると考えられる。売買されている不動産の所在地が向原村内である点においても、永田家文書の特徴と全く一致している。

明治38年に長田熊吉が藤本重郎に寄贈した4通のうちの「文禄年中」と「慶長年中」の土地売券が、山陰歴史館所蔵長田文書の2通の文書にあたる可能性は、文書の内容からみてもきわめて高いと考えられる。

特に中世末期の伯耆国八橋郡向原村周辺の在地勢力の実像や、共同体的な秩序の実相をうかがわせるものであり、中近世移行期における在地社会の実態を示す得がたい史料として、大変貴重である。また、その伝来の経緯自体が、本県における文化財の保護・活用の歴史をたどるうえにおいて、重要な意味を持っていると考えられる。



文禄4年（1595）2月3日 椎木新次郎等田地売券



慶長4年（1599）3月20日 難木新左衛門等田地売券

県内	県指定文化財	318 (4)	国指定文化財	124
	保護文化財	166 (4)	国宝・重要文化財	57
	絵画	28	絵画	3
	古文書	20 (2)	古文書	0
	彫刻	44 (2)	彫刻	18
	工芸品	16	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	27	考古資料	12
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	24	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	20	特別史跡・史跡	34
	名勝	11	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	58	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	6	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	45	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	12	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
			重要文化的景観	1
	県選択	3	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民族文化財	3	記録作成等の措置を講ずべき無形の民族文化財	9

・ () 内の数字は今回新規又は追加指定数です。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】		地域づくり推進部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
文化政策課	倉吉未来中心特定天井耐震対策工事 (建築)	倉吉市 駄経寺町	有限会社酒井建設 代表取締役 酒井 祐一	(当初契約額) 109,890,000円	令和2年10月29日 ～ 令和3年8月27日	(当初契約年月日) 令和2年10月29日	
				(第1回変更後契約額) 119,751,500円 (変更額) 9,861,500円 〔	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和3年3月24日	(主な変更理由) ホール天井裏ダクト類 の耐震支持工事を追加 したことによる工事費の 増。
				(第2回変更後契約額) 131,129,900円 (変更額) 11,378,400円 〔	(変更なし)	(第2回変更契約年月日) 令和3年8月19日	(主な変更理由) 大ホール舞台下手に メンテナンス用の階段 設置工事を追加したこ とによる工事費の増。